

附表：

編號	計算薪資期間	請求被上訴人按月 於次月 5 日給付薪 資金額(新臺幣)	請求法定遲延利息 (利率：年息 5%)
1	107 年 6 月份 (自 107 年 6 月 16 日起至同年月 30 日 止)	35250 元	按月於次月 6 日起 至清償日止
2	107 年 7 月份 至 108 年 2 月份	按月 70500 元	
3	108 年 3 月份 至 109 年 9 月份	按月 29333 元	
4	109 年 10 月份	9977 元	
5	109 年 12 月份	3432 元	
6	110 年 1 月份	1933 元	
7	110 年 2 月份	8431 元	
8	110 年 3 月份	19777 元	
9	110 年 4 月份	44628 元	